

意見書

2011年1月21日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-6150

住 所 とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏 名 かぶしきがいしゃ  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

だいひょうとりしまりやくしゃちょう やまだ りゅうじ  
代表取締役社長 山田 隆持

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2010(案)」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先

[Redacted]

電話番号： [Redacted]

メールアドレス： [Redacted]

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2010（案）」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

実施細目（案）	当 社 意 見
P 3 4. 市場の画定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本実施細目（案）において、「原則として従来 of 市場画定の結果を踏襲することとする」とされていますが、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月16日）（※1）や「『光の道』構想実現に向けて取りまとめ」（平成22年12月14日）（※2）において、すでに今後の市場画定の検討課題が示されていることを踏まえると、EUのように発信市場、着信市場等に細分化して市場画定を行うなど、新たな市場画定のアプローチを今回より導入すべきと考えます。              なお、「電気通信事業分野における競争状況の評価2009」の意見募集の中で、総務省からEUにおける着信市場について、「今後の競争評価の在り方に関して、市場画定の見直しに関する議論を進める中で、あわせて検討すべき事項であると考えます。」と示されたところであることから、上記の検討を進めるべきと考えます。</li> <li>・ 新たな市場画定のアプローチの導入が今回困難な場合であっても、少なくとも次回以降の導入に向けて、携帯電話事業者は有限希少な電波を割り当てられているということを踏まえた公正競争の実現を可能とするよう早急に検討することが必要と考えます。</li> </ul> <p>※1 「我が国でも、現在行っている競争評価等と連動させて、EU類似の市場画定手法を採用することの適否についても検討が必要」</p> <p>※2 「市場環境の変化を踏まえ、現行のドミナント規制の枠組みについて、変更すべきか否かについて検討を</p>

	<p>行うことが必要である。(中略) EUにおいて導入されているような総合的な市場支配力に着目した規制(いわゆるSMP (Significant Market Power) 規制)については、市場をいかに画定するかで規制対象及び規制の内容が大きく異なる(中略) ボトルネック性以外の要素にも着目して市場支配力を判断し、その状況に応じた規制を柔軟に課することができるという利点を有している。」</p>
--	---

以上